

## 福岡市障がい者差別解消・障がい理解促進事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域団体が実施する講座や交流事業（以下「講座等」という。）に障がい当事者等を講師として派遣することで、地域における障がい者差別解消や障がい理解を深める取組みに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 地域団体

- ① 町内会等 町内会、自治会その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、良好な地域コミュニティの維持及び形成に資することを主たる目的とするものをいう。
- ② 自治協議会 町内会等のほか、防災、防犯その他の分野ごとに活動する組織等により構成される団体であって、原則として福岡市立の小学校の通学区域ごとに設立されるものをいう。
- ③ その他の団体 ①及び②以外の団体で、以下のいずれにも該当する団体をいう（事業者を除く）。

ア グループの構成員が5人以上であること

イ 活動の主たる基盤を福岡市内に有すること（法人格の有無は問わない）

#### (2) 障がい者団体

障がい当事者又はその家族等が所属する団体をいう。

#### (3) 講師

障がい当事者又はその家族等で、第4条に規定する講師の業務（以下「業務」という。）を実施することができる者をいう。

### (実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、福岡市とする。ただし、事務局については、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会（以下「事務局」という。）に委託するものとする。

### (講師の業務)

第4条 講師は、地域団体に対し、次の各号に定める業務を実施するものとする。

- (1) 障がい者差別解消に関すること 福岡市障がいを理由とする差別をなくし障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例に規定する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し、市が作成した資料に基づき、地域団体に対し説明を行うこと
- (2) 障がい理解に関すること 講師の体験談や障がいのある人の疑似体験、障がい者スポーツ等を通じ、障がい及び障がい者の理解を深めるための取組みを行うこと

### (講師の登録等)

第5条 市は、この事業の実施に当たり、障がい者団体からの推薦があった者又は市が

直接講師就任依頼を行った者を講師として登録するものとする。

- 2 講師の就任に当たっては、以下の各号に定める区分に応じ、必要書類を市に提出するものとする。
  - (1) 障がい者団体 推薦書（様式第1号）及び同意書（様式第2号）
  - (2) 障がい者団体に所属しない者 同意書（様式第2号）
- 3 市は、前項に規定する必要書類の提出を受けた場合は、事務局に送付する。
- 4 事務局は、前項の規定により市から受領した必要書類を基に、講師一覧を作成する。
- 5 講師一覧については、市と事務局が協議のうえ様式を定めるものとする。

（講師に対する研修の実施）

第6条 事務局は、市と連携のうえ、第4条に基づく講師の業務及び事業の流れ等について、研修を行うものとする。

（講座等の申込み）

- 第7条 地域団体は、事業の実施について、申込書（様式第3号）により、事務局に申込みを行うものとする。
- 2 事業の申込は、予算の範囲内で受け付けるものとする。
  - 3 講師の派遣は、原則として2時間以内とする。

（講師派遣の決定等）

- 第8条 事務局は、前条に規定する申込みを受けた場合は、講座等への講師の派遣について決定を行うものとする。
- 2 事務局は、必要に応じ当該講師に対し、手話通訳者又は要約筆記者の派遣の有無について確認を行い、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行うものとする。
  - 3 事務局は、第1項の決定を行った場合は、以下の各号に定める区分に応じ、事務を行うものとする。
    - (1) 地域団体 講師派遣について（様式第4号）により通知する。
    - (2) 講師 申込書の写しを送付する。
    - (3) 実施一覧（様式第5号）に、決定内容を記載する。

（実施内容等の調整）

- 第9条 講師又は地域団体は、前条に基づく講師派遣の決定等の後、実施内容等について、調整を行うものとする。
- 2 講師は、地域団体と調整を行うに当たり、実施日時、開催場所等に変更があった場合は、事務局に連絡するものとする。

（講師派遣後の実施報告）

- 第10条 地域団体は、業務実施後、実施確認書（様式第6号）に必要事項を記載のうえ、講師に提出するものとする。
- 2 講師は、業務実施後、講座等の実施日の翌月10日までに、実施報告書（様式第7号）及び地域団体から提出を受けた実施確認書を事務局に提出するものとする。

(謝礼の支払い)

第 11 条 事務局は、前条に基づき講師から実施報告書の提出を受けた場合には、当月末までに講師に対し謝礼を支払うものとする。

2 謝礼の額は、講師一人につき 3,800 円/時間とする。

(実績の報告)

第 12 条 事務局は、講師から第 10 条に基づく実施報告書の提出があった際には、当該報告書の内容を実施一覧に記載し、当月末までに市に報告するものとする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉局長が定める。

附則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。